

# 京都市上京区妙覚寺町1・2組界限地区建築協定

## 建築協定区域

京都市上京区下清蔵口町の一部

## 運営委員会連絡先

電話 075 - -

※ 確認申請提出前に運営委員会の承諾を受けて下さい。

## 協定内容（協定書より抜粋）

### ■ 目的

第1条 この協定は、建築基準法（以下「法」という。）第69条及びこれに基づく京都市建築協定条例第2条の規定に基づき、第4条第1項に定める建築協定区域内における建築物の用途及び形態に関する基準を定め、住宅地としての良好な環境を維持増進することを目的とする。

### ■ 建築物の用途及び形態に関する基準

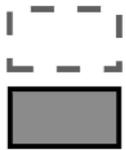
第6条 建築協定区域内の建築物の用途及び形態は、次の各号に掲げるものでなければならない。

- (1) 一戸建ての住宅又は一戸建ての住宅で次に掲げる用途を兼ねるもの
  - ア 教室
  - イ 事務所
  - ウ 診療所
  - エ アからウに掲げるもののほか、第14条第1項に定める妙覚寺町1・2組界限地区建築協定運営委員会（以下「委員会」という。）が、環境上支障がないと認めるもの
- (2) 建築物の地階を除く階数が3以下のもの
- (3) 建築物の最高の高さが地盤面から10メートル未満のもの



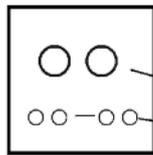


凡例



建築協定地区

建築協定区域隣接地



建築地区協定区域

区画番号

地番



建築協定区域図